

第4章

正当化事由

1. ルールの概観

(1) ルールの概観

①概要

第Ⅱ部総論で述べたとおり、WTO 協定は、多角的貿易体制を維持・発展させるための原則として、最恵国待遇、内国民待遇、譲許税率を超えた関税賦課の禁止、数量制限の禁止を規定している。このように、WTO 協定は、自由貿易体制の維持・発展を目指しているものの¹、加盟国による正当な国内政策の実施を縛るものではない²。

しかしながら、加盟国の規制権限に基づく政策を無制限に許容してしまうと、資源確保や環境保護等の政策目的を名目にした保護主義的措置が濫用されるおそれもある。そこで、WTO 協定は、加盟国の規制権限の濫用を防止するため、貿易自由化の原則と国内の規制権限を調整する条項を置いている。GATT 第20条（一般的例外）及び第21条（安全保障例外）はこの代表例であり、本章では両者を併せて「正当化事由」と呼ぶ。

②先例を読み解くポイント

GATT 第20条は、人の健康の保護等、正当化事由となり得る政策を列举する各号(a号からj号)と、これらの目的が濫用され、貿易の不当な障害にならないとする柱書の二つから成り立っている（(2)①(a)参照）。

以下で詳述するとおり、GATT 第20条に基づく正当化事由は多くのWTO紛争解決手続で主要論点とさ

れ、多数の先例が蓄積している。これら多数の先例を読み解くポイントは、以下の3点である。

第一に、政策目的と措置との関連性及び手段の相当性に着目した判断がされているという点である。GATT 第20条a号、b号、d号の必要性基準、g号の関連性基準、j号の不可欠性基準、柱書のいずれにおいても、当該措置が政策目的から合理的に説明がつくか、又はより望ましい措置がないかどうかという観点から検討が行われる。

第二に、正当化事由の検討は、措置の内容それ自体に照らして行われ、実際の貿易への影響の有無は考慮されていない点である（序論2. 基本的視点も参照）。これは、正当化事由の検討においては輸入品と国産品の競争関係に与える影響が重視されているところ、貿易量の変動は他の様々な要因にも起因するため、競争関係に与える影響の評価には適切ではないためである。

第三に、これまでの先例上、最終的に正当化事由に基づく抗弁が認められたケースはかなり限られる点である（次ページ以降の図表Ⅱ-4-3、Ⅱ-4-5、Ⅱ-4-6、Ⅱ-4-7、Ⅱ-4-8、Ⅱ-4-9参照）。このことは、少なくとも先例においては、各国が正当化の根拠として掲げた政策目的は何らかの協定整合性の問題があったと判断されたことを意味する。よって、仮に、我が国の産業界が外国政府の貿易制限的措置に直面した際、当該政府が何らかの政策目的を掲げて正当化しているとしても、先例にかんがみれば、協定不整合とされる可能性も高いと思

¹ WTO 設立協定前文参照。

² 例えば、国内での知的財産権侵害物品の流通・販売禁止を担保する目的で、税関が知的財産権侵害物品の水際取締を行う措置（関税法参照）。

われる。

(2) 法的規律の概要

①一般的例外 (GATT 第 20 条・GATS 第 14 条)

(a) 機能及び条文構造

GATT 第 20 条は、公衆の道徳の保護 (a 号)、人、動物又は植物の生命又は健康の保護 (b 号)、税関手続・水際規制 (d 号)、有限天然資源の保全 (g 号) 等、様々な国内政策による措置を免責する条項である。GATT 第 20 条は GATT のすべての条項に適用可能であり、加盟国間の規制権限と他の加盟国の貿易自由化の利益を調整する機能を果たしている。なお、サービス貿易を規律する GATS 第 14 条にも GATT 第 20 条類似の条項があるが、両者の内容はおおむね同一であり、GATS 第 14 条に関する先例も少ないため、本章では GATT 第 20 条を中心に解説する。

GATT 第 20 条は、人の健康の保護等、正当化事由となり得る政策を列举する各号 (a 号から j 号) と、これらの目的が濫用され、貿易の不当な障害にならないとする柱書から成り立っている (図表 II - 4-1 参照)。

後述のとおり、各号の意義は、正当化の対象となる 10 の政策類型を列举することにより、柱書の意義は、正当化事由の濫用を防止することにある。そして、各号では「措置それ自体」が検討され、柱書で「措置の適用方法」が検討されるという違いがある³。この違いは、WTO 紛争解決手続の履行方法に大きな影響を及ぼすため、実務上重要である。すなわ

ち、各号の要件を満たさず GATT 違反となった措置については、措置国は問題となった措置それ自体を見直す必要に迫られる一方で、柱書の要件を満たさず GATT 違反となった措置については、基本的には措置国は規制内容を見直す必要はなく、措置の適用方法のみを見直せば足りる。

GATT 第 20 条の検討順序は、まず各号該当性を検討した後、次に柱書の非該当性を検討する順序が先例上確立している⁴。

GATT 第 20 条の立証責任は、原則として、当該措置を導入した加盟国 (WTO 紛争解決手続の被申立国。以下、単に「被申立国」という。) が負う⁵。この理由は、正当化事由により利益を受けるのは被申立国であるためである。

以上を整理すると、GATT のいずれかの条文に違反すると認定された措置について GATT 第 20 条に基づく正当化事由が認められるためには、被申立国は、当該措置が①各号のいずれかの政策類型に該当し、かつ②柱書の適用方法のいずれにも該当しないことを主張・立証する必要がある。逆に、WTO 紛争解決手続の申立国 (以下、単に「申立国」という。) は、被申立国への反論として、当該措置が①各号のいずれの政策類型にも該当しないこと、又は②柱書の適用方法のいずれかに該当することを主張することになるだろう (図表 II - 4-2 参照)。

以下、各号及び柱書の順に、具体的条文内容と過去の先例を整理する。(なお、GATT 第 3 条と第 20 条の関係については、第 II 部第 2 章を参照。)

<図表 II-4-1>GATT 第 20 条の条文内容

<<各号>>

- (a) 公徳の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) GATT に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る
- (h) 政府間商品協定又は政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従って執られる措置

³ 米国 - エビ事件 (DS56) 上級委員会報告書 para. 119

⁴ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P22

⁵ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P22~23

- (i) 国内原料価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置
- (j) 一般的に又は地方的に供給が不足している產品の獲得又は分配のために不可欠の措置。

《柱書》

- (1) 同様の条件の下にある諸国の間において恣意的⁶又は正当と認められない差別待遇の手段となる方法での適用
- (2) 国際貿易の偽装された貿易制限となるような方法での適用

(b) GATT 第20条各号

(i) 公衆の道徳の保護を目的とする場合 (a号)⁷

(ア) 条文構造及び先例

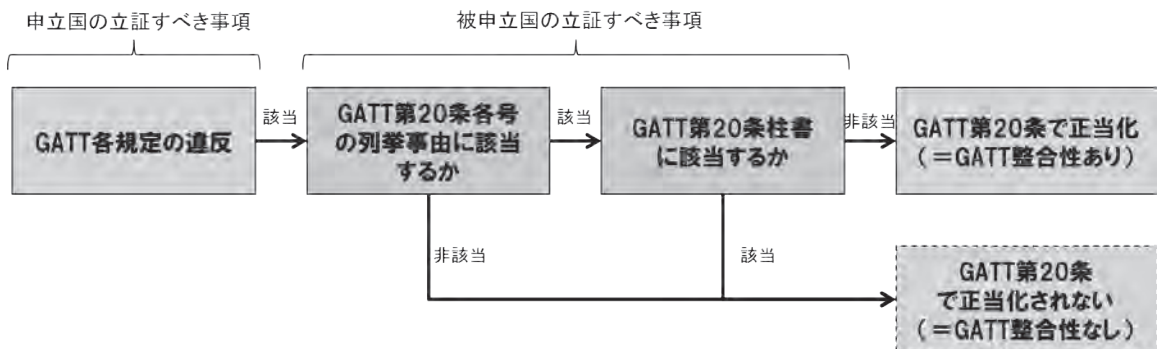
a号は、「公徳 (public moral) の保護のために必要な措置」の正当化を認める条項である。典型的には、宗教上・倫理上の理由で麻薬やわいせつ物の輸入を禁止する措置等が該当しうる。例えば、イスラム圏の国々では、a号を根拠に、豚肉や酒類等の輸出入が禁止されている⁸。a号の要件を満たすため

には、①当該措置の政策目的が「公徳の保護」であり、②当該措置が政策目的の達成に「必要な」措置である必要がある。

なお、GATS 第14条a号は、「公徳の保護」に加えて「公序 (public order) の維持」を含み、また、「公序」は「社会の基本的な利益に対して真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り適用する」との脚注をおいている。

a号に関する先例は、図表Ⅱ-4-3参照。

<図表Ⅱ-4-2>GATT 第20条の判断枠組



⁶ arbitrary の公定訳は「任意の」であるが、「恣意的」が適切と思われる。GATS 第14条柱書参照。

⁷ 2017年版不正貿易報告書コラム「正当化事由としての『公徳』・『公序』」参照。

⁸ サウジアラビアでは、コーラン、酒類、豚肉、賭博用機械（加盟作業部会報告書 (WT/ACC/SAU/61 Annex F) の輸出入が禁止され、バングラデシュでは、国民の宗教感情を憤慨させる出版物、暴力・猥褻表現を含む出版物の輸出入が禁止されている (WT/TPR/S/168 P142)。

<図表 II-4-3>GATT 第 20 条 a 号に関する先例

事件 番号	事件名 (判断主 体)	保護すべき 「公徳」の内 容及び措置の 態様	審理 段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会)					
				*注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反 措置	a 号① (目的 の a 号 該当 性) ⁹	a 号② (措置 と目的 の関連 性) ¹⁰	a 号③ (必要 性) ¹¹	柱書 ¹²	結論
DS285	米国－賭博 サービスの 越境移動に 関する措置 (パネル・ 上級委)	組織犯罪を防 止する目的の 越境賭博の禁 止措置 ¹³	パネ ル	GATS 第 16 条	○ (①②区別せず)		×	—	正 当 化 されな い
			上級 委		○ (同上)		○	×	正 当 化 されな い
DS363	中国－著作 権物に係る 市場アクセ ス問題 (パネル・ 上級委)	有害表現を防 止する目的の 出版物等の検 疫措置	パネ ル	中国加 盟議定 書第 5.1 条	○ (①②区別せず)		×	—	正 当 化 されな い
			上級 委		○ (同上)		×	—	正 当 化 されな い
DS400 DS401	EC－アザラ シ製品の販 売禁止措置 (パネル・ 上級委)	アザラシの動 物福祉を確保 する狩猟方法 の指定措置	パネ ル	GATT 第 1.1 条、第 3.4 条	○ (①②区別せず)		○	×	正 当 化 されな い
			上級 委		○ (同上)		○	×	正 当 化 されな い
DS461	コロンビア ー繊維、衣 服、履物の 輸入に関す る措置 (パネル・ 上級委) ¹⁴	マネーロンダ リングの原因 となる不法な 安価輸入の防 止目的の混合 税方式による 関税賦課措置	パネ ル	GATT 第 2.1 (a) 及び (b) 条	○	×	×	×	正 当 化 されな い
			上級 委		○	○	×	—	正 当 化 されな い

⁹ 以下、a 号①欄において、○は a 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。¹⁰ 以下、a 号②欄において、○は a 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は a 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。¹¹ 以下、a 号③欄において、○は a 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。¹² 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない（正当化が認められる）旨、×は該当する（正当化が認められない）旨を示す。¹³ 本ケースでは「公序」も主張されたが、パネルは、（主張されている目的のうち未成年者の使用防止は公徳、組織犯罪防止は公序、マネーロンダリング・詐欺防止は公徳・公序双方に該当しうる、と説明しつつも、）判断過程において公徳と公序を厳密に区別していない。¹⁴ 本件の履行確認手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

DS472 DS497	ブラジル—自動車に対するローカルコンテンツ要求（パネル） ¹⁵	デジタル・デ ィバイドは正 目的のデジタ ルテレビ用無 線周波数信号 送信機に關す る国産品使用 条件付き減税	パ ネ ル	GATT 第 3.2 条、第 3.4 条、 TRIMS 第 2. 1 条	○	○	×	—	正 当 化 されな い
DS476	EU—エネルギー産業に関する措置（パネル）	事業者認証に おいてエネル ギー供給安定 目的（公序） で外国事業者 に追加的要件 を課す措置	パ ネ ル	GATS 第 17 条	○	○	○	×	正 当 化 されな い
DS477 DS478	インドネシ ア—園芸作 物、動物、動 物製品の輸 入に関する 措置 （パネル） ¹⁶	ハラル遵守確 保（不適切な 貯蔵・管理に より輸入農産 物のハラル状 態が損なわれ ることの防 止）目的の貯 蔵庫保有要件 賦課措置、ハ ラルに関する 消費者の誤認 防止目的の用 途・流通制限 措置	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	○	×	×	×	正 当 化 されな い

出典：GATT/WTO 文書

(イ) 政策目的

公德・公序は、概念上、人権や社会的規律・規範を広く含む。この点、先例上、公德・公序とは、支配的な社会的、文化的、倫理的及び宗教的価値を含む幅広い要素によって、時代や場所により異なる

幅広い概念であるとされる¹⁷。また、各加盟国は、自国の領域内における公德・公序の定義及び適用に關し、加盟国自身のシステムや価値基準に従って、ある程度の裁量を有しているとされる¹⁸。

また、公德・公序は、産品そのものや産品の性質に起因する規制（銃器、ポルノ、麻薬等）に限

¹⁵ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

¹⁶ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 a 号は争点とならなかった。

¹⁷ 諸文献において、「公德」に該当すると議論されている規制目的としては、酒類、有害出版物（ポルノ等）、賭博、強制労働・児童労働、動物虐待、麻薬・覚醒剤、銃器、墮胎薬、反イスラムの出版物等に関する規制がある。また、「公序」は、文言上、「公德」も（ひいてはその他の列挙事由すらも）含有しうるキャッチオール規定と解される可能性を含んでいる。文献上、「公德」ではカバーされないが「公序」でカバーされる可能性がある規制目的として指摘されているものには、組織犯罪対策、安全対策、エッセンシャル・ファッション・リテイへのアクセス確保等がある。

¹⁸ 米国 - 越境賭博事件（DS285）パネル報告書 para. 6. 465。公序に關し、EU - エネルギー産業に関する措置（DS476）パネル報告書 para. 7. 1153。

らず、措置国外における製品の製造方法

(processes and production methods) に起因する規制（児童労働・強制労働によって製造された製品等）が含まれる点も特徴的といえる。たとえば、EU- アザラシケース（DS400、DS401）では、（他国における）アザラシの狩猟方法に関する規制措置につき、「アザラシの動物福祉に関する EU の公衆の関心（public concern）」が「公德」であると認定された¹⁹。

a 号は、自由貿易体制と多様な宗教的・倫理的・社会的な価値観のバランスをとるための重要な条項であり、また、特に GATT20 条・GATS14 条の正当化事由が限定列举と解され、現代の加盟国の正当な国内政策を必ずしも全てカバーできているわけではないことに鑑みると、幅広い概念を含有しうる「公德」・「公序」は、今後正当化事由として積極的に活用されていく可能性があり、他の列举事由に含まれない規制目的をカバーする実質的なキャッチオール規定となる可能性も指摘されている。今後、両概念の射程や同概念に基づく措置国の裁量の限界についても、さらに検討が必要となるとと思われる。

なお、公德・公序に基づく正当化について判断された全ての先例において、各申立国が、主張されている規制目的がそもそも「公德」・「公序」に該当するか否かについては争っていない。これは、「公德」・「公序」概念の裁量性によるものとも考えることもできる。ただし、いずれの先例もその他の要件（目的と措置の関連性、GATT20 条(a)号・GATS14 条(a)号上の「必要性」要件、両条柱書）のいずれかにおいて、被申立国の主張を認めていないため、これまでに結論として「公德」・「公序」による正当化が認められたケースは存在しないことにも留意が必要である。

また、コロンビア繊維等に関する輸入措置ケース（DS461）上級委員会判断以後、後記（ウ）の必要性要件を検討する前に、係争措置が主張されている規制目的のために設計（design）されたものか、すなわち、係争措置が主張されている規制目的と何ら

かの「関連性」を有しているかを検討する判断基準が定立されている。このような「関連性」は、措置が目的に全く資さないわけではない（not incapable）という関係性があれば認められるとされている。これは、公德・公序概念の射程の広さから、被申立国が、係争措置との関連性が疑わしい規制目的を挙げる場合がありうることも影響していると思われる²⁰。

（ウ） 措置の必要性

当該措置が a 号の政策目的に該当する場合、当該措置は政策目的の達成に「必要な」措置である場合に限り正当化が認められる。すなわち、措置の政策目的に照らして説明がつかない規制は正当化されない。また、必要性の判断は a 号、b 号及び d 号で同様の文言（necessary）が用いられていることから、先例上、各号の必要性は同一の基準で適用されている（（ii）（ウ）、（iii）（ウ）参照）。

WTO 以前の GATT 時代の先例では、必要性の判断は、「政策目的達成のためにより協定非整合性の少ない措置が存在しないこと」を指すと解されていた²¹。もっとも、このような「必要性」の立証は非常に困難であり、学説・実務上の強い批判があった。なぜなら、この基準の下では、被申立国には、「より貿易制限的でない他の選び得る手段が利用できないこと」を証明するという重い立証責任が課されたためである。

そこで、近時の先例では、必要性の判断は、様々な要素を比較考慮して決せられるプロセス（a process of weighing and balancing a series of factors）であるとされ、具体的には、①当該措置の政策目的の重要性（メリットの大きさ）、②当該措置の貿易制限的効果（デメリットの大きさ）、③政策目的実現への当該措置の寄与（定量的又は定性的に実質的な貢献があることを示せばよい²²。また、寄与度についての前もって決まった閾値はない²³）、の三要素を総合考慮して行われる²⁴。①～③の相互関係については、輸入禁止のように貿易制限的効果

¹⁹ EC-アザラシケース パネル paras. 7.630-7.631

²⁰ ただし、必要性要件の検討前に目的との関連性を検討するアプローチは、DS461 上級委員会判断以後、同じく必要性要件を規定する b 号・d 号該当性判断でも用いられている。

²¹ タイ - 紙巻タバコ事件報告書 para. 75

²² ブラジル - タイヤ事件（DS322）上級委員会報告書 para. 151

²³ EC-アザラシ事件（DS400、401）上級委員会報告書 para. 5.213.

²⁴ 韓国 - 冷凍牛肉事件（DS161）上級委員会報告書 para. 164、ブラジル - タイヤ事件（DS332）上級委員会報告書 paras. 108-119、中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7.478-7.493

が大きい場合には(②)、措置の実質的な寄与度が認定できなければ必要性要件を充たしたと判断しにくい(③)とされている²⁵が、基本的には①～③を個々に認定することになる。ここまでの判断で、まず、必要性の有無が暫定的に認定される。

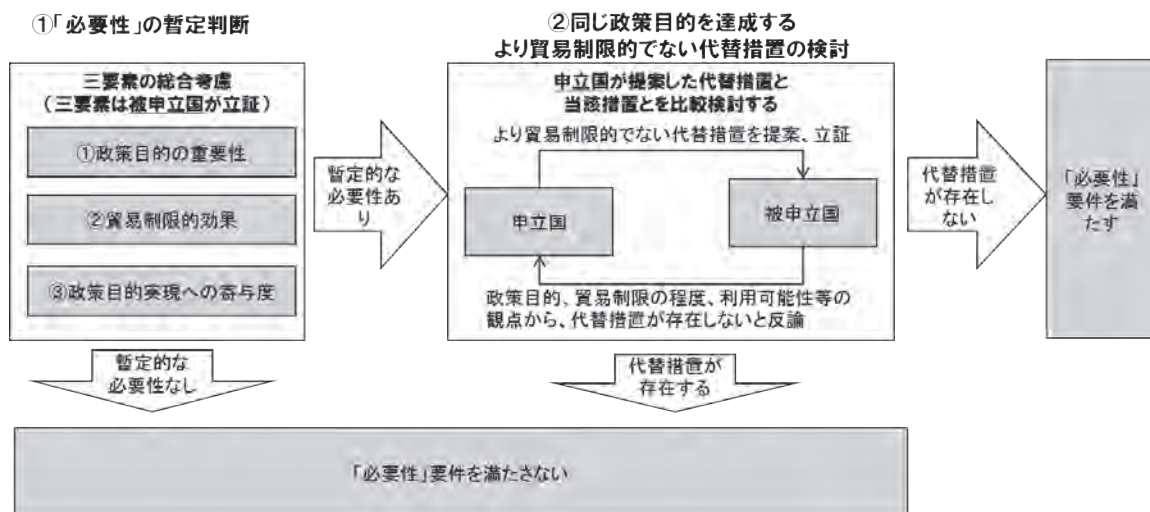
暫定的な必要性が認定された場合に、申立国から「争われている措置と同等の寄与度を達成する、より貿易制限的でない代替措置 (Less Restrictive Alternative)」が提案された場合には、当該措置と代替措置の比較検討が行われ、暫定的に認定された必要性を再検証することになる²⁶。ここで申立国がかかる代替措置の存在を立証できなかった場合には必要性が確定し、争われている措置と同等の寄与度を達成する、より貿易制限的でない代替措置の存在が立証できた場合には必要性が否定される。なお、当該代替措置は、コストや技術的な観点から合理的

に利用可能でなければならない²⁷。

また、より貿易制限的でない代替措置(候補)を指摘するのは、被申立国ではなく申立国であり、被申立国は、申立国が指摘した代替措置(候補)が同等の寄与度を期待できない、又は合理的に利用可能でないという点を立証すれば足りるとされていることも重要である。必要性を立証するのに、被申立国が自ら考えられる代替措置候補をすべて挙げて代替措置として不適格であることの主張を立証しなければならないとすれば、必要性の立証を著しく困難にさせるためである²⁸。

以上の必要性の判断プロセスを整理すると、図表Ⅱ-4-4のとおりである。

＜図表Ⅱ-4-4＞必要性の判断プロセス



＜a 号における必要性の判断の具体事例＞

以下、中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) を一例に、a 号における必要性の判断の具体事例を紹介する²⁹。

本事件では、公徳の保護を目的とした検閲を行うため、出版物や映画フィルムの輸入事業者を国有企業に限定した措置が争われた。パネルは、上記①(政

策目的の重要性)については、公徳の保護は中国にとって重要な政策目的であり、中国国内においても公徳の保護のための高度な政策を実施している旨指摘した。上記②(貿易制限的效果)については、本措置の下では、国有企業以外の企業が中国市場に輸入することをアプリアリに制限しており、貿易制限性は高い旨指摘した。上記③(政策目的実現への

²⁵ EC-アザラン事件 (DS400, 401) 上級委員会報告書 para. 5. 213. なおブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 150

²⁶ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 156

²⁷ 同上

²⁸ 同上

²⁹ 中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) パネル報告書 paras. 7. 837-7. 868

寄与度)については、中国政府は『民間企業は検閲に伴うコスト負担を嫌う』ことを理由に、輸入事業者を国有事業者に限定することが正当化されるべきだと主張したが、国有企業も営利を追求する存在であり、この点私企業と何ら変わりがなく、合理的な主張ではないとされた。

パネルは、以上を総合考慮した結果、本件措置が公徳の保護に貢献する度合いは十分でないと判断し、暫定的な必要性も認められないと結論づけた。

(ii) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護を目的とする場合 (b 号)

(ア) 条文構造及び先例

b 号は、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の正当化を認める条項であり、典型的には、衛生植物検疫措置をはじめとして (SPS 協定前文)、食品や製品の安全性確保を目的とする輸出入制限・国内規制や、環境規制の一部が b 号に該当し得る。

b 号の要件を満たすためには、a 号と同様、①当該措置の政策目的が「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」であり、②当該措置が政策目的の達成に必要な措置である必要がある。

なお、GATS 第 14 条 b 号にも、本号と類似の条項がある。

b 号に関する先例は、図表 II - 4-5 参照。

<図表 II-4-5>GATT 第 20 条 b 号に関する先例

事件 番号	事件名 (判断主体)	審理 段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	b 号① （ 目 的 の b 号該 当性） ³⁰	b 号② （ 措 置 と目的 の 関 連 性） ³¹	b 号③ （ 必 要 性） ³²	柱書 ³³
DS2	米国－ガソリン規制 (パネル)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○ (①②区別せず)	×	—	正 当 化 され ない
DS135	EC－アスベスト及びその製品に係る 輸入禁止措置 (パネル・上級 委)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○ (①②区別せず)	○	○	正 当 化 される
		上 級 委	違反措置 なし	—	—	—	—
DS246	EC－開発途上国に 対する差別的措置 (パネル)	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	×	×	×	正 当 化 され ない
DS332	ブラジル－再生タイ ヤの輸入に関する 措置	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	○ (①②区別せず)	○	×	正 当 化 され ない

³⁰ 以下、b 号①欄において、○は b 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

³¹ 以下、b 号②欄において、○は b 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は b 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

³² 以下、b 号③欄において、○は b 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

³³ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

	(パネル・上級委)	上級委		○ (①②区別せず)		○	×	正 当 化 され ない ³⁴
DS394 DS395 DS398	中国－鉱物資源の 輸出規制措置 (パ ネル)	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	×		×	－	正 当 化 され ない
DS431 DS432 DS433	中国－レアアース、 タングステン、モリブ デンの 輸出規制措置 (パ ネル) ³⁵	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	×		×	－	正 当 化 され ない
DS472 DS497	ブラジル－自動車 に対するローカル コンテンツ要求 (パネル) ³⁶	パ ネ ル	GATT 第 3.2 条、第 3.4 条、 TRIMs 第 2.1 条	○	○	×	－	正 当 化 され ない
DS477 DS478	インドネシア－園 芸作物、動物、動物 製品の輸入に関す る措置 (パネル) ³⁷	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	○	○	×	×	正 当 化 され ない
DS484	インドネシア－鶏 肉、鶏製品の輸入 に関する措置 (パ ネル)	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	○	○	×	－	正 当 化 され ない

出典：GATT/WTO 文書

(イ) 政策目的

b 号の政策目的に関し、パネル及び上級委員会は、多くのケースにおいて被申立国が主張した政策目的が b 号に該当するという説明を受け入れてきた (図表Ⅱ-4-5 参照)。

具体的には、「大気汚染の防止 (米国 - ガソリン事件 (DS2))」、「人体に有害なアスベスト及びそれを含む製品の輸入・流通等の禁止 (EC - アスベスト事件 (DS135))」、「マラリアやデング熱を媒介する蚊の繁殖の防止 (ブラジル - タイヤ事件 (DS332))」は b 号の政策目的に該当すると判断さ

れている。

ただし、抽象的な「環境保護」を目的とする措置についてまで b 号でカバーされるわけではなく、被申立国は、当該措置が具体的に「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」に該当することを立証しなければならない³⁸。

逆に、政策目的が b 号に該当するとは認められなかった事例としては、中国－原材料事件 (DS394、395、398) が挙げられる。中国は、ボーキサイト等の輸出規制は輸出向けの需要減少をもたらし、ひいては国内の需要減少につながり、最終的には原材料採掘に

³⁴ 上級委員会は、再生タイヤの輸入禁止措置については b 号の要件を満たすと判断しつつ、同措置に付随する 2 つの措置 (①メルコスール仲裁判断による、メルコスール産再生タイヤに対する規制免除、及び②ブラジル裁判所による、輸入禁止法令の差止命令) に関してのみ、柱書の要件を満たさず正当化されないとした。

³⁵ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 b 号は争点とならなかった。

³⁶ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

³⁷ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 a 号は争点とならなかった。

³⁸ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) パネル報告書 para. 7. 46

伴う汚染減少に資するとして、GATT 第 20 条 b 号により正当化されると主張したが（なお、中国国内の採掘制限はなかった）³⁹、パネルは、「中国が提出した環境保護に関する多数の証拠は、本輸出規制が環境汚染防止に向けた取組みの一環であることを立証していない」として、中国の主張を退けた⁴⁰。資源採掘に伴う汚染減少を目的とした輸出制限が b 号の政策目的に該当するためには、少なくとも、国内の採掘制限は不可欠であったと思われる。

（ウ）措置の必要性

b 号における必要性の判断は、a 号及び d 号と同一の基準で判断されている（（i）（ウ）、（iii）（ウ）参照）。

<b 号における必要性の判断の具体事例>

- ①政策目的の重要性について、先例上、人の生命・健康の保護は、最も必須なもので重要な政策目的であり、動植物の生命・健康の保護についても同様に重要であると判断されている⁴¹。
- ②貿易制限的效果について、鉱物の輸出税及び輸出

割当は輸出全面禁止には及ばないものの、強い貿易制限的效果を有すると判断されている⁴²。

③政策目的達成への当該措置の寄与について、目的と手段の関連性（relationship of ends and means）が必要であるが、必ずしも定量的な証明が必要なのではないと判断されている⁴³。

（iii）税関手続き、水際規制の場合（d 号）

（ア）条文構造及び先例

d 号は、「GATT に反しない法令の遵守確保のために必要な措置」の正当化を認める条項であり、典型的には、知的財産権侵害品の輸入を国境で差し止める措置等が d 号に該当しうる。

d 号の要件を満たすためには、a 号、b 号と同様、①当該措置の政策目的が「GATT に反しない法令の遵守確保」であり、②当該措置が政策目的の達成に「必要な」措置である必要がある。

なお、GATS 第 14 条 c 号にも、本号と類似の条項がある。

d 号に関する先例は、図表 II - 4-6 参照。

<図表 II-4-6>GATT 第 20 条 d 号に関する先例

事件番号	事件名 （判断主体）	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの				
				違反措置	d 号① （目的の d 号該当性） ⁴⁴	d 号② （措置と目的 の関連性） ⁴⁵	d 号③ （必要性） ⁴⁶	柱書 ⁴⁷ 結論
DS2	米国－ガソリン規制 （パネル）	ガソリン品質規制 （GATT 違反とされた措置自身）	パネル	GATT 第 3.4 条	×	—	—	正当化されない

³⁹ 中国－原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 para. 7.494

⁴⁰ 中国－原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7.501-516

⁴¹ ブラジル－タイヤ事件（DS332）パネル報告書 paras. 7.108-7.112

⁴² 中国－原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7.558-7.563

⁴³ ブラジル－タイヤ事件（DS332）パネル報告書 paras. 7.115-7.119

⁴⁴ 以下、d 号①欄において、○は d 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

⁴⁵ 以下、d 号②欄において、○は d 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は d 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁴⁶ 以下、d 号③欄において、○は b 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁴⁷ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない（正当化が認められる）旨、×は該当する（正当化が認められない）旨を示す。

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d号① (目的の d号該当 性) ⁴⁴	d号② (措置 と目的 の関連 性) ⁴⁵	d号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
DS31	カナダ－雑誌に係る措置 (パネル)	カナダ雑誌に対する優遇税制	パネル	GATT 第11.1条	×		－	－	正当化されない
DS155	アルゼンチン－牛革輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置 (パネル)	付加価値税法、法人税法	パネル	GATT 第3.2条	○		○	×	正当化されない
DS161	韓国－生鮮・チルド・冷凍牛肉の輸入に係る措置 (パネル・上級委)	牛肉の原産地表示の偽装防止を目的とする不正競争防止法	パネル	GATT 第3.4条	○		×	－	正当化されない
			上級委		○		×	－	正当化されない
DS174 DS290	EC－農産品と食糧に関する商標と地域的表示の保護 (パネル)	商標保護等を目的とする知的財産法	パネル	GATT 第3.4条	×		×	－	正当化されない
DS285	米国－賭博サービスの越境移動に関する措置 (パネル)	違法組織犯罪防止法	パネル	GATS 第16条	○		×	×	正当化されない
DS302	ドミニカ－紙巻きタバコの輸入及	税収確保を目的とする印紙税法	パネル	GATT 第3.4条	○		×	－	正当化されない

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d 号① (目的の d 号該当 性) ⁴⁴	d 号② (措置 と目的 の関連 性) ⁴⁵	d 号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
	び国内販売に関する措置 (パネル・上級委)		上級委		○		×	—	正当化されない
DS308	メキシコソフトドリンク及びその他の飲料に係る税制措置 (パネル・上級委)	他国(米国)の国際協定上の義務	パネル	GATT 第 3.2 条	×		—	—	正当化されない
			上級委	第 3.4 条	×		—	—	正当化されない
DS332	ブラジルー再生タイヤの輸入に関する措置 (パネル)	罰金制度 (GATT 違反とされた措置自身)	パネル	GATT 第 11.1 条	×		—	—	正当化されない
DS339	中国ー自動車部品の輸入に関連する措置 (パネル)	自動車の譲許表	パネル	GATT 第 3.4 条	×		×	—	正当化されない
DS343	米国ータイ産エビへの措置 (パネル・上級委)	アンチダンピング税・補助金相殺措置を徴収する法令	パネル	GATT 第 2.1 条 b	○		×	—	正当化されない
DS345			上級委	第 10.3 条 a 第 11.1 条	○		×	—	正当化されない
DS366	コロンビアー入港規制 (パネル)	マネーロンダリングを防止するための関税法	パネル	GATT 第 5.2 条	○		×	—	正当化されない

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段：パネル、下段：上級委員会) *注：○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d号① (目的の d号該当 性) ⁴⁴	d号② (措置 と目的 の関連 性) ⁴⁵	d号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
DS371	タイ・フィリピン産のタバコに対する税関に於ける措置 (パネル・上級委) ⁴⁸	徴税の実効性担保のための付加価値税法	パネル	GATT	×		—	—	正当化されない
			上級委	第 3.4 条	×		×	—	正当化されない
DS453	アルゼンチン・物品・サービス貿易に関する措置 (パネル・上級委)	法人税の脱税防止のための租税法・刑事法令	パネル	GATS 第 2.1 条	○		○	×	正当化されない
			上級委	第 16 条 第 17 条	○		○	— ⁴⁹	正当化されない
DS456	インドー太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置 (パネル・上級委)	環境上持続可能な成長を確保すべき義務を定める法令及び条約	パネル	GATT 第 3.4 条	×		×	—	正当化されない
			上級委	TRIMs 第 2.1 条	×		—	—	正当化されない
DS461	コロンビアー繊維等の輸入規制 (パネル・上級委) ⁵⁰	反マネーロンダリング法令	パネル	GATT 第 2.1 条 (a)	○	×	×	×	正当化されない
			上級委	及び (b)	○	○	×	×	正当化されない

⁴⁸ 本件履行確認手続では、パネルは、関税評価協定違反を認定したうえで、同協定違反は GATT 第 20 条で正当化されない旨判示し、同条 a 又は d 号に該当する旨の主張については判断しなかった。

⁴⁹ GATT 第 20 条柱書に関するパネル判断については、いずれの当事国も上級委員会では争わなかった。

⁵⁰ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d 号① (目的の d 号該当 性) ⁴⁴	d 号② (措置と目的 の関連 性) ⁴⁵	d 号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
DS477 DS478	インドネシア園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置 (パネル) ⁵¹	税関・検疫関連、食糧安全	パネル	GATT 第 11.1 条	× (WTO 整合的な法令に含まれる具体的な規律・義務・要件が特定されていない)		×	×	正当化されない
DS484	インドネシア鶏肉、鶏製品の輸入に関する措置 (パネル)	①ハラール規制、②消費者誤認防止規制、③ハラール・公衆衛生・消費者誤認防止・税関等関連の国内法令を遵守できるような人材配置のため	パネル	GATT 第 11.1 条	○	×	×	—	正当化されない

出典: GATT/WTO 文書

(イ) 政策目的

d 号の政策目的は、当該措置が GATT に反しない法令の遵守の確保のための措置である必要がある。

先例では、被申立国があたかも一般条項として d 号を援用したことも多いが、a 号や b 号と比べ、政策目的の要件を満たさないと判断されたケースも多い点が注目される (図表 II - 4-6 参照)。以下、先例で示された d 号の解釈を説明する。

まず、「法令」については、国際協定は含まれず、国内法令のみを指すと解されている。国際協定である NAFTA 上の義務を遵守するために採られた措置が d 号で正当化されるかが争われたメキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) において、上級委員会は、①法令の文言から国際協定は想起できないこと、②d

号に列挙された法令 (税関行政に関する法令、知的財産法等) は典型的な国内法令であること、③GATT 第 20 条 h 号が明示的に国際協定に言及していること等を根拠に、d 号の「法令」は国内法令のみが対象となると判断した⁵²。

また、文言上、遵守を確保すべき法令は GATT に整合している必要があることは明らかであり、先例も同旨を述べる⁵³。EC - 地理的表示事件 (DS174) やブラジル - タイヤ事件 (DS332) 等においては、遵守を確保すべき法令自体が GATT 違反とされたため、正当化が認められなかった。

「遵守の確保」については、当該措置が遵守を確保するようにデザイン (design to) されたもので

⁵¹ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 d 号は争点とならなかった。

⁵² メキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) 上級委員会報告書 paras. 69-80

⁵³ EC - 地理的表示事件 (DS174) パネル報告書 para. 446

ある必要がある⁵⁴。すなわち、遵守の確保という目的に照らして説明のつかない措置は「遵守の確保」をするための措置ではない。もっとも、この履行水準は被申立国が決定することができるとされ、例えば、強制力がなく不履行の可能性がある措置でも差支えない⁵⁵。

(ウ) 措置の必要性

d 号における必要性の判断は、a 号及び b 号と同一の基準で判断されている（(i) (ウ)、(ii) (ウ) 参照）

<d 号における必要性の判断の具体事例>

以下、ドミニカ - 紙巻タバコ事件（DS302）を一例に、d 号の必要性の判断の具体事例を紹介する。

本事件では、紙巻タバコの密輸及び脱税防止のため、ドミニカ国外での印紙税貼付を禁止し、ドミニカ国内で税務当局検査官の監督下で個別包装への印紙貼付を義務付けるという措置が争われた。パネルは、①政策目的の重要性について、税収確保は国家、特にドミニカのような発展途上国には最も重要な利益であると判断した。②貿易制限的效果について、当該措置によってもなお輸出は可能であり、また、ホンジュラス（申立国）のドミニカ向け紙巻タバコ輸出は増加を続けていることから、強い貿易制限的效果は認められないと判断した。③政策目的達

成への当該措置の寄与について、当該措置は、印紙税紙の偽造や紙巻タバコの密輸入・脱税を防止せず、むしろ警察取締がより重要な役割を果たすと判断し、結論として暫定的な必要性が認定された⁵⁶。

より貿易制限的でない代替措置に関し、ホンジュラスは外国生産者に対しても輸入前の生産過程で印紙貼付を認め、船積前検査・認証で履行を確保するという制度を主張・立証したが、ドミニカは、当該代替措置では同等の執行水準を達成できないことを反論しなかった⁵⁷。結論として必要性要件は満たされなかった。

(iv) 有限天然資源の保全を目的とする場合 (g 号)

(ア) 条文構造及び先例

g 号は、有限天然資源の保全に関する措置の正当化を認める条項であり、先例では、国内の資源保全を目的とした石油や鉱物の生産・消費制限等が争われてきた。

g 号の要件を満たすためには、①当該措置の政策目的が「有限天然資源の保存」であり、当該措置が②有限天然資源の保存に「関する」措置であり、③国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される必要がある。

g 号に関する先例は、図表Ⅱ - 4-7 参照。

⁵⁴ 韓国 - 冷凍牛肉事件（DS161）上級委員会報告書 paras. 157-158

⁵⁵ メキシコ - ソフトドリンク事件（DS308）上級委員会報告書 para. 74

⁵⁶ ドミニカ - 紙巻タバコ事件（DS302）パネル報告書 paras. 212-226

⁵⁷ ドミニカ - 紙巻タバコ事件（DS302）パネル報告書 paras. 227-232

<図表 II-4-7>GATT 第 20 条 g 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの					
			違反措置	g 号① (政策目的) ⁵⁸	g 号② (関連性) ⁵⁹	g 号③ (国内規制との均衡性) ⁶⁰	柱書 ⁶¹	結論
DS2	米国－ガソリン規制（パネル）	パネル	GATT 第 3.4 条	○	×	—	—	正 当 化 さ れ な い
		上級委		○	○	○	×	正 当 化 さ れ な い
DS58	米国－エビ保護海ガメ法（パネル・上級委）	パネル	GATT 第 11.1 条	—	—	—	× ⁶²	正 当 化 さ れ な い
		上級委		○	○	○	×	正 当 化 さ れ な い
	同事件履行確認（パネル・上級委）	パネル		○	○	○	○	正 当 化 さ れ る
		上級委		○	○	○	○	正 当 化 さ れ る
DS381	米国－マグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置（履	パネル	GATT 第 1.1 条、第 3.4 条	○	○	○	一部○ ※下記（2）参照	（一部）正 当 化 さ れ る

⁵⁸ 以下、g 号①欄において、○は g 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。⁵⁹ 以下、g 号②欄において、○は g 号上の規制目的と関連性を有する措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。⁶⁰ 以下、g 号③欄において、○は g 号上の国内措置との均衡性要件を充足すると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。⁶¹ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない（正当化が認められる）旨、×は該当する（正当化が認められない）旨を示す。⁶² パネルは g 号に先立ち柱書を検討したが、措置の適用方法を分析する柱書の検討は、各号で措置それ自体を検討した後に行うべきことを根拠に、本アプローチは上級委員会によって明確に否定された（（2）①（a）参照）。

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの					
			違反措置	g 号① (政策目的) ⁵⁸	g 号② (関連性) ⁵⁹	g 号③ (国内規制との均衡性) ⁶⁰	柱書 ⁶¹	結論
	行確認) ⁶³ (パネル・上級委)	上級委		—	—	—	× ※下記 (2) 参照	正 当 化 さ れ な い
	同事件第二次履行確認(パネル・上級委)	パネル		○ (当事国間で争いなし)			○	正 当 化 さ れ る
		上級委		—	—	—	○	正 当 化 さ れ る
DS394 DS395 DS398	中国—鉱物資源の輸出規制制度 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	○	×	×	—	正 当 化 さ れ な い
		上級委		○	×	×	—	正 当 化 さ れ な い
DS431 DS432 DS433	中国—レアアース、タングステン、モリブデンの輸出規制措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	×	×	×	×	正 当 化 さ れ な い
		上級委		×	×	×	×	正 当 化 さ れ な い
DS472 DS497	ブラジル—自動車に対するローカルコンテント要求(パネル) ⁶⁴	パネル	GATT 第 3.2 条、 第 3.4 条、 TRIMs 第 2.1 条	○	×	×	—	正 当 化 さ れ な い

出典：GATT/WTO 文書

⁶³ 本件原審では TBT 協定違反のみが争点だったため、GATT 第 20 条は争点とならなかった。⁶⁴ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

(イ) 政策目的

g 号の政策目的は、当該措置が「有限天然資源の保存」のためのものである必要がある。

先例上、「有限天然資源」は広く解されており、鉱物又は非生物天然資源（石炭・石油・天然ガス等）の他、「清浄な空気」等の環境資源も含まれる（米国 - ガソリン事件（DS2））。

さらに、生物資源も有限天然資源に含まれる。米国 - エビ事件（DS56）の上級委員会は、他の環境保護条約・宣言においても、天然資源には生物・非生物双方の資源が含まれること、ウミガメがワシントン条約において絶滅危惧種として掲載されていること等を根拠に、生物資源であるウミガメも有限天然資源に含まれると結論付け、GATT を現在の文脈に即して進化的に（evolutionary）に解釈した⁶⁵。

また、措置国の域外の有限天然資源を保護する措置が g 号で正当化されるか否かという論点についても、米国 - エビ事件（DS56）が参考になる。同事件においては、米国の措置が米国外の環境を保護するための措置であるか否かという論点が提起されたが、ウミガメが高度の回遊性を有する動物であり、回遊範囲が米国の領海にまたがっていることを根拠に、ウミガメと米国との間には十分な連結（sufficient nexus）があるとして「有限天然資源」に該当すると判断された⁶⁶。同事件は域外の有限天然資源と措置国との間に十分な連結があったと認められた事例であったが、それが無い場合に措置国が域外の有限天然資源を保存する措置がとれるかどうかはまだ明らかではない。同様の議論は、b 号の文脈で、措置国が域外の人、動物又は生命又は健康の保護を目的とする措置をとれるかどうかという点にも当てはまる。

また、「保存」の解釈に関連して、中国 - レアアース等事件（DS431、432、433）のパネル報告書は、「保存」の解釈においては経済成長も考慮され得るが、一度採掘して市場で取引されるに至った鉱物資源の国内外の配分をコントロールする権利までは WTO 協定上認められないとしたことが着目される。これは、将来世代の利用のために資源を取引の対象

とせずに「保存」しておくことは是認されるが、国内の産業を優先するような形で資源を分配することまでは「保存」とはいえないとしたものである。

(ウ) 措置と目的の関連性

当該措置が g 号の政策目的に該当する場合、当該措置は有限天然資源の保存に「関する」措置である必要がある。g 号の関連性は、a 号、b 号、g 号の必要性和異なる基準ではあるが、少なくとも、措置の政策目的に照らして説明がつかない措置が正当化されないという意味では、両基準の判断枠組は共通する（（i）（ウ）参照）。

先例上、この要件は、「措置の目的と、措置の構造及びデザインとの間に、密接かつ真正な目的・手段の関係があること（close and genuine relationship）」と具体化されている⁶⁷。すなわち、措置の構造等が措置の目的に照らして説明がつかない措置は、正当化されない。

<g 号における関連性の判断の事例紹介>

米国 - エビ事件（DS56）では、措置の構造及びデザインに照らすと、適用範囲が政策目的に照らして比例性を欠いて（disproportionately）広範でないこと等を根拠に、関連性が肯定された（目的と適用範囲の比例原則）⁶⁸。

中国 - 原材料事件（DS394、395、398）において、国内の資源を保全するには、輸出規制ではなく中国国内の採掘規制の方が目的達成のために有効であると思われるが、実際には中国国内の採掘規制は行われていないこと、また、鉱物の採掘量が措置導入後むしろ増加していることなどを根拠に、関連性が否定された⁶⁹。

(エ) 国内規制との均衡性

最後に、「当該措置は国内の生産又は消費に対する制限と関連して」実施されなければならない。先例上、この要件は、有限天然資源の保存に資するような形で（operate so as to conserve an exhaustible natural resource）、当該措置が国内の生産又は消費と同時に実施される（must be

⁶⁵ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 paras. 128-131

⁶⁶ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 para. 133

⁶⁷ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 paras. 137-142、中国 - 原材料事件（DS394、395、398）上級委員会報告書 para. 355

⁶⁸ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 para. 141

⁶⁹ 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7-416-435

applied jointly, work together with) ことと具体化されている⁷⁰。

また、国内の消費に対する制限と関連して実施される場合には、規制の程度について、輸入品と国産品を同一に扱うことまでは求められないが、公平に扱うこと (even-handedness) が求められる⁷¹。

中国・レアアース等事件 (DS431、432、433) のパネル報告書は、ここで求められる均衡とは、規制上・構造的な意味での均衡 (regulatory or structural balance) であり、実際上の効果 (effect) で決まるものではないとした。その上で、輸出規制は海外のユーザーにだけかかる構造上の負担であることを問題視した。上級委員会は、公平に扱うこと (even-handedness) が、20 条 (g) 号で条文上明記された要件に追加して検討されるべき基準であるというパネルの判断については誤りであると判示したが、規制上・構造的な意味での均衡を見るという、パネルの示した考え方そのものは支持し、結論として、20 条 (g) 号によって当該措置が正当化されないという結論を支持した。

(v) 一般的又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠な措置 (j 号)

(ア) 条文構造及び先例

j 号は、国産品・地元産品の供給が不足している製品を獲得・分配するために不可欠な措置について正当化を認める規定である。

条文上、j 号に基づく正当化が認められるためには、①措置の政策目的が「一般的にまたは地方的に供給が不足している製品」を「獲得・分配」することであること、②措置が当該目的のために「不可欠」であること、③措置の内容が、全加盟国が当該製品の国際的供給について衡平なシェアを受ける権利を有するという原則に合致していること、④当該製品の供給不足が解消すればただちに措置を終止すること、が必要である。

第 20 条各号のうち目的と措置の関連性として不可欠性を求めるのは j 号のみであること、③・④の条件が課されていること、また、条文上本号の必要性について見直しが予定されていることから、j 号

に基づく正当化が認められる場面は相当程度限定されていることが前提とされていると思われる。

本条に関しては長年先例がなかったが、近年、太陽電池等のローカルコンテンツ要求や天然ガスの輸入制限措置に関して、エネルギー供給の安定性確保 (特定のまたは国外の供給源に依存しない状況を確保し、将来の供給不足に備える) ために不可欠な措置であるとして j 号に基づく正当化が主張・判断される事案が生じている。しかし、現時点では j 号該当性が認められた事例はない。

j 号に関する先例は、図表Ⅱ-4-参照。

(イ) 政策目的

インドー太陽電池等 (DS456) において、「供給不足」要件は、①供給源が国内であるか国外であるかを問わず、需要を満たす供給量が用意できない状態を指し、国内の生産能力が不十分である (輸入に依存している) というだけでは該当しないこと、また、②現時点で供給不足ではないが将来供給不足に陥るリスクがある場合でも該当するのは、当該リスクが切迫している (imminent) ときに限られることが判示されている。また、EU-エネルギー産業規制 (DS476) パネルも、将来供給不足になるおそれがあるというだけでは足りず、現在供給不足に陥っていることが必要であると判示した。

(ウ) 措置の目的に対する不可欠性

j 号上の「不可欠性」は、文言上、「関連性」(g 号) や「必要性」(a、b、d 号) より密接な関連性を求めるものと解される。この点、インドー太陽光モジュール (DS456) パネル判断は、インドが同趣旨の理由付けにより d 号及び j 号を併せて主張していたところ、d 号の必要性要件を充足しない措置は、j 号の不可欠性要件も充足しない、と判示している。

本号の分析枠組に関しては、同ケース上級委員会判断は、①GATT 第 20 条 d 号上の「d 号上の目的のために設計された措置か」及び「d 号上の目的のために必要か」という両要素に関する分析枠組が、j 号上の分析においても準用されうる、②「設計」要素として、措置が規制目的の達成をできない (incapable of) ことが確認できる場合は、必要性・不可欠性要件を検討する必要はない、③d 号上の必

⁷⁰ 中国・原材料事件 (DS394、395、398) 上級委員会報告書 paras. 353-361

⁷¹ 米国・ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P21

要性要件における衡量プロセス（目的の重要度、目的貢献度、貿易制限度、代替措置の検討を含むプロセス）は j 号上の不可欠性要件の分析にも関連する、と判示した。

（エ） その他の条件

上記③及び④の条件については、これまで判断された事例がない

<図表 II-4-8> GATT 第 20 条 j 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） *注：○×評価は便宜的なもの					
			違反措置	j 号① (政策目的) ⁷²	j 号② (不可欠性) ⁷³	j 号③ (シェア 平衡性、供給 不足解消に伴 う終止) ⁷⁴	柱書 ⁷⁵	結論
DS456	インドー太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置（パネル・上級委）	パネル	GATT 第 3.4 条、	×	×	—	—	正 当 化 さ れ な い
		上級委	TRIMs 第 2.1 条	×	×	—	—	正 当 化 さ れ な い
DS476	EU—エネルギー規制（パネル）	パネル	GATT 第 1.1 条、 第 3.4 条	×	—	—	—	正 当 化 さ れ な い

②GATT 第 20 条柱書

（a）機能、構造及び先例

形式的には GATT 第 20 条各号に該当する措置であっても、人の生命又は健康保護等の政策目的を隠れ蓑にした保護主義措置については、正当化を認めるべきでない。

このような正当化事由の濫用を防止する観点から、柱書には、正当化が認められない措置の適用方法として二つの類型が定められている。具体的には、①「同様の条件の下にある諸国の間において、恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」(in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable

⁷² 以下、j 号①欄において、○は j 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

⁷³ 以下、j 号②欄において、○は j 号上の規制目的と関連性を有する措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁴ 以下、j 号③欄において、○は j 号上の国内措置との均衡性要件を充足すると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁵ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない（正当化が認められる）旨、×は該当する（正当化が認められない）旨を示す。

discrimination between countries where the same conditions prevail) と、②「国際貿易の偽装された制限となるような方法」(a disguised restriction on international trade)で適用された措置については、正当化を認めないと規定する。

柱書の機能について、先例は、国際法の一般原則である信義誠実原則 (good faith) を具体化したものであり、形式的に第 20 条各号を満たす措置の濫用を禁じていると判示した。上級委員会は、「柱書の適用は、GATT 第 20 条を援用する加盟国の権利と、他の加盟国の GATT 上の権利の均衡線を引く (making out a line of equilibrium between…) という精巧な作業であり」⁷⁶、「この均衡線は、案件毎に事実関係が異なるので、変動しうるもの」と述べており⁷⁷、柱書の解釈の中で、加盟国間の規制権限と他の

加盟国の貿易自由化の利益の調整が行われることになる。

なお、GATS 第 14 条柱書も、GATT 第 20 条柱書と類似の条項がある。

柱書に関する先例は、図表Ⅱ-4-8 参照。図表Ⅱ-4-8 が示すように、先例では、各号の要件を満たした場合に、柱書の要件を満たさず正当化が認められない傾向が強い。そのため、どのような内容が柱書の差別とされるのかの理解は、我が国の産業界が外国政府の貿易制限的措置に直面した際の参考になる (各号と柱書違反と履行方法の関係については、(2) ① (a) 参照)。

以下、柱書の具体的条文内容と過去の先例を整理する。

<図表Ⅱ-4-9>GATT 第 20 条柱書に関する先例

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
DS2	米国－ガソリン規制 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 3.4 条	× (g 号)	—	—	正当化されない
		上級委		○ (g 号)	×	×	正当化されない
DS58	米国－エビ保護海ガメ法 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	—	×	—	正当化されない
		上級委		○ (g 号)	×	—	正当化されない
	同事件履行確認 (パネル・上級委)	パネル		○ (g 号)	○		正当化される

⁷⁶ 米国－エビ事件 (DS58) 上級委員会報告書 paras. 158-159

⁷⁷ ブラジル－タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 224

⁷⁸ 以下、20 条各号において、○は各号該当性が認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁹ 以下、柱書①において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

⁸⁰ 以下、柱書において、○は柱書上の「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

事件 番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理 段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣 意 的 ・ 不 当 な 差 別 的 適 用) ⁷⁹	柱書② (偽 装 さ れ た 貿 易 制 限 的 適 用) ⁸⁰	結論
		上級委		○ (g 号)	○	—	正 当 化 さ れる
DS135	EC—アスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置 (パネル・上級委)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○ (b 号)	○	○	正 当 化 さ れる
		上級委	違反措置なし	—	—	—	—
DS155	アルゼンチン—牛皮輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置 (パネル)	パ ネ ル	GATT 第 3.2 条	○ (d 号)	×	—	正 当 化 さ れない
DS246	EC—開発途上国に対する差別的関税 (パネル)	パ ネ ル	GATT 第 1.1 条	×	×	—	正 当 化 さ れない
DS285	米国—賭博サービスの越境移動に関する措置 (パネル・上級委)	パ ネ ル	GATS 第 16 条	○ (14 条 a 号)	×	×	正 当 化 さ れない
		上級委		○ (14 条 a、c 号)	×	×	正 当 化 さ れない
DS332	ブラジル—再生タイヤの輸入に関する措置 (パネル・上級委)	パ ネ ル	GATT 第 11.1 条	○ (b 号)	×	×	正 当 化 さ れない
		上級委		○ (b 号)	× ⁸¹	×	正 当 化 さ れない

⁸¹ 上級委員会は、再生タイヤの輸入禁止措置については b 号の要件を満たすと判示しつつ、同措置に付随する 2 つの措置 (①メルコスール仲裁判断による、メルコスール産再生タイヤに対する規制免除、及び②ブラジル裁判所による、輸入禁止法令の差止命令) に関してのみ、柱書の要件を満たさず正当化されないとした。

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
DS381	米国－マグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (履行確認) (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 1.1 条 第 3.4 条	○ (g 号)	(x) (的確性要件) ○ (y) (認証要件及びトラッキング要件) ×	—	(x) 正当化される (y) 正当化されない
		上級委		—	⁸²	—	正当化されない
	同事件第二次履行確認 (パネル・上級委)	パネル		○ (当事国間に争いなし)	○	—	正当化される
		上級委		—	○	—	正当化される
DS400 DS401	EC－アザラシ製品の販売禁止措置 ⁸³ (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 1.1 条 第 3.4 条	○ (a 号)	×	—	正当化されない
		上級委		○ (a 号)	×	—	正当化されない
DS431 DS432 DS433	中国－レアアース、タングステン、モリブデンの輸出規制措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	×	×	×	正当化されない
		上級委		—	—	—	—
DS453	アルゼンチン－物産・サービス貿易	パネル	GATS 第 2.1 条 第 16 条	○ (14 条 c 号)	×	—	正当化されない

⁸² 上級委員会は、履行措置について、適格性要件、認証要件及びトラッキング要件の3要素に分断して分析するのではなく、一体的に分析すべきであったとしてパネル判断を覆し、かつ、パネルが前提となる事実（関連各漁法の損害リスク）について認定していないため法的判断を完了できなかつたが、履行措置は少なくとも、決定規定（所管機関が一定の条件を満たす旨決定する場合は、オブザーバーによる認証が義務づけられるとするもの）における条件づけについて、（追加的な事実認定がなくても）恣意的な差別であることが認められるため、履行措置は GATT 第 20 条では正当化されないとした。

⁸³ 本件については欧州司法裁判所でも争われていたが、2013 年 4 月 25 日付の判決で、問題となっている措置が EU 法上合法であるとの判決が確定している。

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
	に関する措置 (パネル・上級委)	上級委	第 17 条	○ (14 条 c 号)	— ⁸⁴	—	正当化されない
DS461	コロンビアー繊維、衣服、履き物の輸入に関する措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 2.1 (a) 及び (b) 条	× (a 号及び d 号)	×	×	正当化されない
		上級委		× (a 号及び d 号)	—	—	正当化されない
DS476	EU—エネルギー規制 (パネル)	パネル	GATS14 条 (a)	○ (14 条 a)	×	—	正当化されない
DS477 DS478	インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置 (パネル)	パネル	GATT 第 11.1 条	× (ただし一部措置につき判断せず)	×	—	正当化されない
		上級委	GATT 第 11.1 条	各号該当性判断を欠く一部措置につき、パネルの GATT 第 20 条結論部分は moot	—	—	moot 部分も GATT 第 11.1 違反の結論は維持

出典: GATT/WTO 文書

(b) 同様の条件下にある国家間の恣意的又は正当と認められない差別

第一の類型は、同様の条件下にある国家間において、恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段で適用される措置を禁止する。ここでいう差別とは、それ自体が GATT 第 3 条の内国民待遇違反になる措置ではない。この類型では、形式的には内国民待遇違反には該当しないが、恣意的又は正当と認められ

ない差別となる措置を禁止している点には注意を要する⁸⁵。

過去の紛争解決手続上、第一の類型は多数の先例で争われてきたが、その解釈は、同様の条件の下にある諸国の間における差別が措置の目的と合理的関係 (rational connection to the objective) を有するか否かという観点から行われる。また、何をもって「同様の条件下にある国家間」とするかは事

⁸⁴ GATS 第 14 条柱書に関するパネル判断については、いずれの当事国も上級委員会では争わなかった。

⁸⁵ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P23

案ごとに異なり、画一的な基準はないが、①同様な条件下にある国に異なった適用を行うことだけではなく、②同様の条件下にない国に画一的に同様の適用を行うことを含むとされている。

＜柱書（第一の類型）における判断の具体事例＞

以下、第一の類型に関する判断の具体事例を紹介する。

米国 - エビ事件 (DS58) では、エビの輸入の条件として、米国内と同等のウミガメ混獲回避プログラムの実施を要求した措置が争われた。上級委員会が第一の類型の差別に該当すると認定した根拠は、以下の4点である。すなわち、①米国が輸出国毎に異なる事情を考慮せず、画一的に米国の認証手続を申立国等に強制した点、②他のエビ輸出国との間ではウミガメ保護の交渉を行った一方で、申立国との間では交渉を行わなかった点、③申立国には他のエビ輸出国と比べて短い経過期間しか与えられなかった点、④米国からの技術移転について、申立国には他のエビ輸出国と比べて不十分な支援しか得られなかった点である⁸⁶。

EC - 特惠関税制度 (DS246) では、麻薬取引撲滅を目的としてパキスタン等に付与された特惠関税が争われたが、当該措置の目的に照らして、パキスタンとイランで異なった扱いをしていることの説明がつかず、柱書の差別に該当すると判断された⁸⁷。

米国 - 越境賭博事件 (DS285) では、国内の賭博サービス業者に越境賭博サービスの提供を一部認めていたことが争われたが、差別の有無は原則として法令の文言等から判断すべきであり、散発的な個別ケースの適用結果のみを根拠とすることはできないと判断された⁸⁸。

ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 事件では、EU からの再生タイヤを禁止する一方で、メルコスール加盟国からの再生タイヤの輸入を禁止していなかったことが争われた。目的を考慮せずに差別の効果（貿易数量の減少や、ランダムかつ気まぐれ (capricious) な運用) のみに立脚した判断は、措置の目的との合理的関係があるとはいえないとして、上級委員会によって否定されている⁸⁹。

米国 - マグロ事件 (DS381) では、履行確認手続における上級委は、①適格性要件（イルカ囲い込み漁法は dolphin-safe ラベルに不適格）、②認証要件（dolphin-safe ラベルを付すためには独立したオブザーバーによる認証が必要）、③トラッキング要件（dolphin-safe ラベルを付すための条件を充足しているマグロはそうでないマグロから隔離されていたことが示される必要がある）という3つの側面を持つ履行措置に関して、本件における20条柱書上の「関係国間に存在する関連条件」(the relevant conditions prevailing between countries) はマグロ漁によってイルカの損害リスクが生じることであり、メキシコ産のマグロ及び米国又は第三国産のマグロは同一条件下にあると判断し、損害リスクの程度が異なる産品は同一条件下にあるといえないとする米国の主張を退けた。そのうえで、少なくとも、認証要件・トラッキング要件に関する決定規定（上記図表Ⅱ - 4-8 注記2 参照）については、イルカの損害リスクが同程度に高い全ての状況においてオブザーバーの認証によってラベルを付すことを確保しておらず、その結果（メキシコ産マグロの漁獲源である）東部熱帯太平洋で実施される大型船巾着網漁法に対して課される認証要件・トラッキング要件とは異なる要件となっている点において、履行措置は、その設計 (design) 上イルカの損害防止という措置目的と両立し難く、恣意的で正当化できない差別に当たり、本件措置の適用は GATT20 条に非整合であると判断した⁹⁰。

（c）偽装された貿易制限

第二の類型である「偽装された貿易制限」については、第一の類型の「恣意的又は正当と認められない差別」と比べて、先例は限られている（図表Ⅱ - 4-9 参照）。

先例は、①恣意的又は正当と認められない差別と、②国際貿易の偽装された制限は、相携えて (side by side) 解釈されるべきと述べるにとどまり、偽装された貿易制限の具体的内容を明らかにしていない。また、同じ措置の適用が①②と重複して認定されることも多い（図表Ⅱ - 4-9 参照）。例えば、米国 -

⁸⁶ 米国 - エビ事件 (DS58) 上級委員会報告書 paras. 161-176

⁸⁷ EC - 特惠関税制度 (DS246) パネル報告書 paras. 228-234

⁸⁸ 米国 - 越境賭博事件 (DS285) 上級委員会報告書 paras. 353-357

⁸⁹ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 paras. 227-231

⁹⁰ 米国 - マグロ (DS381) 履行確認手続上級委員会報告書 paras. 7. 359-7. 360

ガソリン事件 (DS2) では、国内産ガソリンについては製造者のコストを勘案して個別基準を適用したのに対し、輸入ガソリンには一律の基準を適用したことが、正当と認められない差別であり、かつ国際貿易の偽装された制限であると認定された⁹¹。

これらの判断は、第一の類型と同様、措置の内容それ自体から偽装された制限の有無が判断される⁹²（(ii) 参照。）。また、措置の適用による結果のみに立脚して判断してはならない⁹³。

③GATT 以外の措置の正当化の可否

(2) ①で述べたとおり、GATT 第 20 条は基本的には GATT のいずれかの条項の義務を免責するものであるが、GATT 以外の措置も正当化できるか否かという論点がある。

(a) 中国加盟議定書

中国の加盟議定書違反を構成する措置については、先例上、GATT 第 20 条の援用の可否が争われたケースが 3 件ある。

まず、中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) においては、中国が書籍や映画フィルムの貿易権を国有企業に限定し外国企業へ付与しない措置が争われた。中国は、仮に本措置が中国の加盟議定書第 5.1 条 (貿易権) に違反するとしても、GATT 第 20 条 a 号による正当化が認められるべきと主張した。上級委員会は、中国の加盟議定書第 5.1 条が、「WTO 協定に適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく」、中国の権利を留保した点を根拠に⁹⁴、「WTO 協定に適合した態様」には、①そもそも WTO 協定に適合的である措置に加え、②WTO の例外条項によって正当化される措置も含むと判断した⁹⁵。結論として、中国の加盟議定書第 5.1 条については、GATT 第 20 条の援用が可能であることが確認された。

次に、中国 - 原材料事件 (DS394、395、398) においては、中国が原材料 9 品目に関する輸出税が争われた。中国は、仮に本措置が中国の加盟議定書第 11.3 条 (輸出税の禁止) に違反するとしても、GATT

第 20 条 g 号による正当化が認められるべきと主張した。パネルは、中国の加盟議定書第 11.3 条は輸出税を一律に禁止しており、同第 5.1 条のような権利留保規定が読み込めないことを理由に、GATT 第 20 条の援用はできないと判断した⁹⁶。同様の判断は、中国 - レアアース等事件 (DS431、432、433) のパネル報告書及び上級委員会報告書でも維持された。

(b) その他の協定 (SPS 協定、TBT 協定、補助金協定等)

上記 (i) でみたように、先例上、中国加盟議定書に GATT 第 20 条が適用できるか否かの判断は、当該条文の具体的文言が GATT 第 20 条の適用を予定したものであるか否かがメルクマールとなっている。これを一般化すると、GATT 以外の協定に GATT 第 20 条が適用されるか否かも、各協定の具体的文言が GATT 第 20 条の適用を予定しているか否かが判断基準となると考えられる。

具体的には、TBT 協定や補助金協定は、GATT 第 20 条の適用を予定している文言を含まない等の協定の構造に鑑みると、各協定の違反を正当化するための積極的抗弁として GATT 第 20 条を援用できるとは考えにくい。もっとも、これらの協定は非貿易的関心事項に基づく措置を規律しており、それぞれの協定解釈の中で、政策目的を考慮した解釈が行われる余地がある (TBT 協定第 2.1 条、2.2 条等)。

④安全保障例外 (GATT 第 21 条・GAT 第 14 条の 2)

(a) 機能及び条文構造

GATT 第 20 条及び GATS 第 14 条は様々な国内政策による措置を免責する措置であるが、安全保障目的の措置は、GATT 第 21 条により正当化される。なお、GATS 第 14 条の 2 にも GATT 第 20 条類似の条項がある。

GATT 第 21 条は、a 号から c 号から成り立っている (図表 II - 4-9 参照)。

⁹¹ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P25

⁹² EC - アスベスト事件 (DS135) パネル報告書 para. 8. 236

⁹³ ブラジル-タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 paras. 238-239

⁹⁴ 中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) 上級委員会報告書 para. 218

⁹⁵ 中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) 上級委員会報告書 para. 223

⁹⁶ 中国 - 原材料事件 (DS394、395、398) パネル報告書 paras. 121-129、149-160

<図表 II-4-9>GATT 第 21 条の条文内容

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置を執ることを妨げること。

GATT 第 21 条は、GATT 第 20 条と異なる条文構成となっている。第一に、GATT 第 21 条では、条文上、加盟国自身が「自国の安全保障上の重大な利益」の有無を判断できるとされている。第二に、GATT 第 21 条には、GATT 第 20 条柱書のような濫用防止規定がなく、各加盟国に広範な裁量を与えている。

GATT 第 21 条については、GATT 第 20 条と異なり、WTO 紛争解決手続でパネル・上級委員会の解釈が示されたことはない。

(b) 具体例

上記 (a) で述べたとおり、GATT 第 21 条について WTO 紛争解決手続で解釈が示されたことはないが、安全保障を目的とした輸入制限は、旧 GATT 時代より用いられている⁹⁷。WTO 成立後のトピックスには、例えば以下のものがある。

(i) 安全保障貿易管理

自国及び国際社会の平和と安全の維持を目的として、各国において武器や大量破壊兵器等への転用が懸念される貨物・技術に関する輸出制限が実施されている。詳細は第 3 章のコラム「安全保障貿易管理」を参照。

(ii) ヘルムズ・バートン法

米国のキューバに対する経済制裁であるヘルムズ・バートン法は、GATT 第 21 条に関し WTO の紛争解決手続に付託された唯一の事例である（もともと、実際のパネル審理は行われることなく、1998 年にパネルは消滅した）（詳細は 2016 年版第 I 部第 3 章「米国」一方的措置・域外適用を参照）。

(iii) 紛争ダイヤモンドの輸出入規制

2003 年 2 月にウェーバー（WTO 設立協定第 9.3 条に基づき、加盟国間の同意を得て、加盟国に課せられる義務を免除する手続のこと。第 1 章 (2) ② (d) 参照）が合意された紛争ダイヤモンドの輸出入規制についても、GATT 第 21 条と密接な関係を有する。

1998 年以降、アンゴラ内戦においてダイヤモンド原石の取引が反政府勢力の紛争資金源になっている状況が、紛争ダイヤモンド問題として国際社会の関心となり、2000 年及び 2001 年には、国連安保理が、アンゴラ（決議 1173 (1998)、決議 1295 (2000)）、シエラレオネ（決議 1306 (2000)、決議 1343 (2001)）及びリベリア（決議 1343 (2001)）に対し、経済制裁決議を採択した。

このような流れを受け、2002 年 5 月以降、ダイヤモンド原石の取引規制を検討する「キンバリー・プロセス」が開始され、結果、2002 年 11 月のスイス合会で、ダイヤモンド原石の国際取引に関する基本

⁹⁷ 例えば、1977 年に国連安全保障理事会が南アフリカのアパルトヘイト政策等に対する非難決議とそれに伴う武器、弾薬、軍事車両や装備等の輸出を禁止する経済制裁が決議され（UN Res. 418）、各加盟国が南アフリカへの輸出禁止を行った事例が言及されている（GATT, Analytical Index: Guide to GATT Law and Practice, Updated 6th Edition (1995) (P. 605)）。他方、1975 年にスウェーデンが導入した靴の輸入割当制度は整合性に疑義があると指摘のあったケースである。スウェーデンは、本措置は戦時その他の国際関係の緊急時に備え、基幹産業の国内生産能力維持を目的としたものであり、GATT 第 21 条の精神に沿ったものであると主張した。しかしながら、措置に対しては多くの GATT 加盟国から協定整合性の疑問が呈され、1977 年に本措置は撤廃された（L/4250、L/4250/Add. 1、L/4254）。

的な国際証明制度を定めた枠組文書が採択され、2003 年 1 月 1 日から同制度が開始された。

しかしながら、当該枠組に沿っていないダイヤモンド原石の輸入を制限する本制度は、WTO 協定整合性に疑義があったことから、2002 年 11 月に、日本はカナダ、シエラレオネと共同してキンバリー・プロセス非締結国へのダイヤモンドの輸出入を全面禁止する措置について、最恵国待遇(GATT 第 1 条)、数量制限 (GATT 第 11 条、第 13 条) のウェーバー導入を提案し、2003 年 2 月にウェーバーが合意された。

本措置は、以下の観点から、GATT 第 21 条による正当化が困難なケースであり、ウェーバーによる解決がなされた案件だったように思われる。①GATT 第 21 条 b 号柱書については、遠隔地の局地的紛争に係る措置は、「自国の安全保障の重大な利益」に必要な措置といえないおそれがあり、②GATT 第 21 条 b 号 (ii) については、紛争ダイヤモンドが反政府勢力の資金源となっているかの立証が困難であるため、「軍事施設に供給するため…間接に行われる…取引」といえないおそれがあり、③GATT 第 21 条 c 号については、国連決議ではアンゴラ等の紛争ダイ

ヤの輸入禁止しか行っておらず、キンバリー・プロセス非締結国のダイヤモンドの輸出入全面禁止は「国連憲章の義務に従う措置」といえないおそれがあった。

(3) 経済的視点及び意義

GATT 第 20 条及び GATT 第 21 条の正当化事由は、貿易自由化の利益と正当な国内政策の実施に伴う貿易制限を調整する役割を果たしている。

第 II 部各章に記載された貿易自由化の原則は、いずれも何らかの経済合理性を担保するためのものであるが、仮に、貿易自由化原則から逸脱した措置であっても、正当な国内政策の実現のための措置については、WTO 協定違反が免責されるべきである。他方、正当化があまりに簡単に認められてしまうとすれば、加盟国の恣意的な措置を許容することになり、自由貿易体制が形骸化する懸念もある。加盟国間の利害を調整し、実効的な自由貿易体制を構築するという点に、本条の重要な意義が認められる。

2. 主要ケース

(1) 米国ーガソリン規制に関する措置 (DS2)

(第 II 部第 2 章 2. 主要ケース (1) 参照)

(2) 米国ーエビ事件 (DS56)

(第 II 部第 3 章 2. 主要ケース (2) 参照)

(3) ECーアスベスト事件 (DS135)

(第 II 部第 2 章 2. 主要ケース (2) 参照)

(4) 米国ー越境賭博事件 (DS285)

(第 II 部第 12 章 3. 主要ケース (3) 参照)

(5) ドミニカー紙巻タバコ事件 (DS302)

ドミニカが輸入・国産双方の紙巻タバコに導入した、ドミニカ国内で税務当局検査官の監督の下、個別包装への印紙の貼付けを義務づける措置等が争点となった。

ドミニカに紙巻タバコを輸出していたジャマイカが、本件措置は一見国産品と輸入品に同一の義務を適用しているが、実際には輸入品のみに追加的なコストがかかっているとして、本件措置は GATT 第 3.4 条に反する旨主張し、2003 年 10 月に協議を要請した。

協議が不調に終わったため、DSB は 2004 年 1 月にパネル設置を決定し、パネルは同年 11 月、加盟国に最終報告書を送付した。

ドミニカはパネル審理において、本件措置が GATT 3 条 4 項に適合すること、及び GATT 第 20 条 d 号による正当化が可能である旨主張した。パネルは本件措置が実質的には内外差別を構成するとして

GATT 第 3.4 条違反を認定した上で、GATT 第 20 条 d 号にいう「必要性」を満たさないことから、本件措置は同号により正当化されないとした。

パネルは「必要性」の判断に際し、ジャマイカが「外国の輸出者に対し税印紙を配布し、輸出前に外国での貼り付けを認める」というより貿易制限的でない代替措置を提案したが、ドミニカが当該措置では目的を達成できないことを立証できていない点を理由として挙げた。

その後ドミニカは上級委員会へ申し立てを行ったが、上級委員会は上記パネル判断を支持し、判断が確定した。

(6) ブラジル—再生タイヤ事件 (DS332)

(第Ⅱ部第3章2. 主要ケース(3) 参照)

(7) 中国—オーディオビジュアル事件 (DS363)

(第Ⅱ部第12章3. 主要ケース(5) 参照)

(8) コロンビア—入港規制事件 (DS366)

コロンビアには国際貿易に利用されている関税港が 26 箇所存在していたが、コロンビアは関税詐欺の防止のため、繊維、衣服、履物の輸入をこのうち 11 港に制限していた。更に、パナマ原産（又はそこから輸入された）の上記品目に関しては、ボゴタ空港又はバランキヤ港のみで輸入が許可されていた。

ただし、パナマからコロンビア以外の国へ輸出される物品が、「積換（trans-shipment）」のため、コロンビアを経由する際には、上記の 11 港であれば、どこでも経由してよいとされていた。

パナマは本件措置が GATT 第 1 条、5 条、11 条に反するとしてコロンビアに協議を要請し、協議が不調に終わったことから、2007 年 10 月にパネルが設置され、2009 年 4 月にパネルの最終報告書が加盟国に送付された。

パネル審理において、コロンビアは本件措置が上記の GATT 各条に違反しないこと、及び GATT 第 20 条 d 号で正当化されることを主張した。パネルは本

件措置の GATT 各条の違反を認定した上で、GATT 第 20 条 d 号にいう「必要性」を満たさないため、同号による正当化は認められないとした。

(9) 米国—マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

(第Ⅱ部第11章2. 主要ケース(3) 参照)

(10) 中国—原材料事件 (DS394、395、398)

(第Ⅱ部第3章参考「輸出規制」4. 主要ケース(4) 参照)

(11) EC—アザラシ製品の販売禁止措置 (DS400、401)

(第Ⅱ部第11章「基準・認証制度」2. 主要ケース(6) 参照)

(12) インド—太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置 (DS456)

本件は、インドが 2010 年 1 月に導入した太陽電池及び太陽電池モジュールに関するローカルコンテンツ要求措置について、米国が、GATT 第 3 条 4 項及び TRIMs 協定第 2 条 1 項違反を主張し、2014 年 4 月に協議要請した事案である。2016 年 2 月にパネル報告書が公表された。

パネルは、本件措置について GATT 第 3 条 4 項及び TRIMs 協定第 2 条 1 項違反を認定した。また、インドが、本件措置は、インド太陽光発電事業者に継続的で入手可能な太陽電池等の供給を確保し、クリーン・エネルギーの供給安定性を達成するための措置であるとして、GATT 第 20 条 d 号及び j 号に基づく正当化を主張したところ、パネルは、まず j 号につき、「供給不足」とは、①供給源が国内であるか国外であるかを問わず、需要を満たす供給量が用意できない状態を指し（したがって、国内の生産能力が欠けているというだけでは該当しない）、また、②現時点で供給不足ではないが将来供給不足に陥るリスクがある場合でも該当するのは、当該リスク

が切迫している (imminent) ときに限られる、と判示し、本件措置は j 号の「供給不足」目的に該当しないとされた。また、d 号については、本件措置がインドが主張する各種法令上の法的義務の遵守を確保するための措置であるといえるような結びつきが認められないため、d 号上の「法令遵守を確保するための」という要件を充足しないとされた。

さらに、d 号上の必要性要件及び j 号上の不可欠性要件について、前者を満たさない措置は後者を満たさないとし、また、前者に関する一般的な分析枠組みは後者にも適用されうると述べたうえで、本件措置が太陽電池等の継続的で入手可能な供給のアクセスを確保することを示せていないこと等から、必要性要件・不可欠性要件も充足されていない、と判示した。

2016 年 4 月インドが上訴し、同年 9 月上級委報告書が公表された。上級委員会は、①GATT 第 20 条 d 号上の「d 号上の目的のために設計された措置か」及び「d 号上の目的のために必要か」という両要素に関する分析枠組は、j 号上の分析においても準用されうる、②「設計」要素として、措置が規制目的の達成をできない (incapable of) ことが確認できる場合は、必要性・不可欠性要件を検討する必要はない、③d 号上の必要性要件における衡量プロセス (目的の重要度、目的貢献度、貿易制限度、代替措置の検討を含むプロセス) は j 号上の不可欠性要件の分析にも関連する、と判示した。また、本件措置について、結論として d 号及び j 号該当性を否定したパネル判断を支持した。

(13) コロンビア — 繊維、衣服及び履物の輸入規制 (DS461)

本件は、コロンビアが 2013 年 1 月に導入した繊維・衣類・履物に対する複合関税制度について、パナマが、譲許税率を上回っているとして GATT 第 2 条違反を主張し、同年 6 月に協議要請した事案である。2015 年 11 月にパネル報告書が公表された。

パネルは、本件措置について GATT 第 2 条不整合性を認め、また、コロンビアが、不法輸入 (不法に低額な輸入) を利用したマネーロンダリングの防止を目的とする措置として GATT 第 20 条 a 号で正当化されると主張したところ、マネーロンダリング防止はコロンビアにおける公徳保護目的の政策に該

当するものの、本件措置がマネーロンダリング防止のために設計された措置であるとは認められない、と判断した。

2016 年 6 月に上級委員会報告書が公表され、上級委員会は、混合税方式はマネーロンダリング防止に全く資さないわけではない (not incapable) として、措置と規制目的の関連性は認めたが、措置の必要性 (目的実現のために必要な措置であるか) を否定し、パネルの結論を維持した。

(なお、主に GATT 第 11 条 1 項が争点となった履行確認手続については、第 II 部第 3 章「数量制限」2. 主要ケース (6) 参照)

(14) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求 (工業製品税の条件付き減税 (国産品優先補助金)) (DS472、497)

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 11 章参照。

本件パネル手続において、ブラジルは、①デジタルテレビ用無線周波数信号送信機に関する国産品使用条件付き減税措置 (PATVD プログラム) について、デジタル・ディバイド (情報通信機器を使用できる者と使用できない者の間の格差) を是正する目的に必要な措置であるとして、GATT 第 20 条 a 号 (公徳) に基づく正当化を主張し、また、②自動車に関する国産品使用条件付き減税措置 (イノヴァール・アウトプログラム) について、自動車の安全性向上及び二酸化炭素排出削減並びに石油資源保全目的に必要な措置であるとして、第 20 条 b 号 (健康保護) または g 号 (天然資源保全) に基づく正当化を主張した。

パネルは、a 及び b 号の主張に関しては、各目的が各号上の目的に該当すること、各措置が目的と関連性を有することは認めたものの、措置の貢献度が示されておらず、貿易制限度は重要であり、代替措置 (物品に対する内外差別要素のない減税措置等) も存在しうることから、措置の必要性が認められないとし、正当化を認めなかった。また、g 号の主張に関しても、目的の g 号該当性は認めたが、措置の差別的側面と石油資源の保全目的との間に密接で真正な関係があるとはいえないので、関連性要件を満たさず、国内措置との均衡性も示されていないと

して、正当化を認めなかった。

なお、本件は上訴されたが、上級委員会では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

(15) インドネシア—園芸作物に対する輸入規制 (DS477、484) 及びインドネシア—鶏肉に対する輸入規制 (DS480)

DS477/478 パネルは、GATT 第 20 条 a、b、d 各号について判断し（同判断は上訴されず）、同上級委員会は、各号該当性を経ずに柱書該当性を判断したパネル判示部分について無効 (moot) と宣言した。また、

DS480 パネルは GATT 第 20 条 b、d 各号について判断した。（第Ⅱ部第3章「数量制限」2. 主要ケース (7) 参照）

(16) EU—エネルギー産業に関する措置 (DS476)

2018 年 8 月公表のパネル報告書は、GATS 第 14 条 a 号（公序の維持に必要な措置）及び GATT 第 20 条 j 号（供給不足の製品の獲得又は分配のために不可欠な措置）について判断。（詳細について、第Ⅱ部第12章7. 主要ケース (7) : ⑥(b)3ヶ国による第三国認証措置及び⑦ガス指令上の TEN-E 措置を参照）



安全保障例外 ～GATT21 条の解釈をめぐる論点

GATT21 条は、安全保障例外を規定する。同条をベースとして、GATS14 条の 2 や TRIPS 協定 73 条も同種の安全保障例外を規定する。さらに、WTO 協定外に目を向けると、例えば、EPA/FTA や投資協定にも GATT や GATS 等をベースにした形で安全保障例外が規定されているものも認められる（例、TPP、日中韓投資協定）。

従前、「貿易と安全保障」の文脈では、安全保障貿易管理、輸出管理など外為法的世界が議論の中心であった。しかし、近年、WTO 協定における安全保障例外を巡る議論が WTO の紛争解決手続で次々と提起されている。国際公法の分野では、安全保障に関する判断が出ている一方で、WTO ではこれまで、安全保障例外について紛争解決手続において、判断がなされたことがなく、今後の動きが注目される場所である。かかる現状を踏まえ、本コラムは、安全保障例外をめぐる昨今の WTO における議論の状況を整理し、紹介する。

1. 安全保障例外の解釈と論点

安全保障は、主権国家にとって重要である点、WTO 加盟国間でも異論のないところであろう。他方で、第二次世界大戦後、各国間の経済活動をつなぎ、相互依存関係を構築することで、平和を維持しようと、GATT の枠組みが検討されたとの歴史的背景にも、一

定の考慮が払われる必要があるのではないだろうか。各国は、GATT 及び WTO におけるルールに基づく、自由な貿易や無差別原則こそが、貿易による相互依存関係を促進し、安全保障上の利益に資する仕組みを築いたともいえよう。換言すれば、貿易制限をとらないことで安全保障をはかろうという仕組みであり、かかる観点より、安全保障例外として認められる貿易制限の範囲は、限定的であるべきと考えられる。

さて、安全保障を巡る議論は、大きく次の 2 つの論点に分けられる。一つ目が、WTO の紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのかという論点、二つ目が安全保障例外の条文がどのように解釈されるべきか、という論点である。

1 点目については、米国など一部加盟国は、安全保障のために必要な措置は加盟国の裁量が尊重されとし、パネルは GATT21 条の審査権限を有しないと主張する。かかる立場に立つと、措置国が GATT21 条（安全保障例外）を援用し、自らの措置の正当化を主張した場合、パネルは、安全保障例外が援用されたことを認定できるにとどまり、さらに踏み込んで問題となっている措置が安全保障例外により正当化されるか否かなどについてまで判断することはできないということになる。

この点、例えば EU は、係争中の DS 案件において、GATT21 条は、その適用において措置国に広範な裁量を認めているものの、パネルの審査権限は及ぶとの立場をとっている。⁹⁸ 他方、例えば米国は、輸入鉄鋼・アルミに対する通商拡大法 232 条に対し、複数国が提起した DS ケースのパネル設置会合において、米国の措置は安全保障例外 (GATT21 条) で正当化され、WTO のパネルの審査権限には服しない旨主張している。⁹⁹

2 点目の条文解釈については、①「安全保障上の重大な利益 (its essential security interests)」の範囲、②GATT21 条 (b) (ii) や (iii) の範囲など条文上の文言がどのように解釈されるべきかという争点がある。¹⁰⁰

条文解釈に関する議論としては、例えば、GATT20 条 (一般例外) と GATT21 条 (安全保障例外) を比較し検討するという視点がありうる。GATT のいずれかの条文に違反すると認定された措置であっても、GATT20 条または同 21 条に該当する場合、当該措置は正当化される。条文構造に着目すると、GATT20 条は、公徳の保護 (同条 (a))、法令の遵守の確保 (同条 (d)) 等、条文上列記されている正当目的のために「必要な」措置が正当化されるとしている。¹⁰¹ 他方、GATT21 条は、安全保障上の重大な利益のために措置国が「必要と認める」措置が正当化される。こうした条文構造の違いをどのように見るかは、GATT21 条の条文解釈に影響しうる。また、条約法条約によれば、交渉経緯は条文解釈にとって補完的な意義しかないと言われるが、ハバナ憲章の起草課程において、もともとは 1 つの条文であった正当化事由の規定から安全保障例外が切り離される形で GATT21 条の原型が作られたことや、その当時から安全保障例外の濫用を懸念する声があったことは注目されてよい。

FTA や EPA に目を向けると、GATT21 条 (b) の条文構造類似の安全保障例外条項が見られる一方、GATT21 条 (b) の柱書部分のみを規定する安全保障例

外条項もある。例えば、CPTPP の安全保障例外条項 (同 29.2 条 b) は、「締約国が国際の平和もしくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を妨げること」(を定めるものではない) と規定している。同条では、GATT21 条 (b) の柱書部分のみを踏襲するものであり、同 21 条 (b) (i) - (iii) にあたる箇所は規定がない。翻って、GATT21 条 (b) に (i) - (iii) 号があることについて、条文解釈上どのように考えるべきかも論点となりうる。

安全保障は主権国家にとって重要であり、各国の安全保障に関する判断を尊重し、一定の裁量が認められるべきであろう。しかし、安全保障例外を過度に広範に認めることは、各国による安全保障例外措置の濫用をまねきかねない。GATT21 条など、安全保障例外規定の濫用を許せば、世界貿易を委縮させる懸念があり、また、WTO を中核とする多角的貿易体制を空洞化しかねないとの危惧がある。

2. 安全保障例外に関する DS の状況

WTO 体制に移行後、安全保障例外が争点となった事例はいくつかある。これは、上記の、安全保障例外の濫用への危惧が加盟国間に共有されていたためと思われ、各国が同例外を抑制的に用いていたことがうかがわれる。

安全保障例外が争点となった 1 例目の WTO のケースは、1996 年米国の対キューバ制裁措置として導入されたヘルムズ・バートン法 (Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996) についてのものである。同法について、EC が、EC 産品やサービスに影響があるとして問題視し、パネル設置要請を行っている (DS38)。同事案において、米国は DSB 会合において、米国の重大な安全保障のための措置である旨主張していた。このため、パネル審理が進行すれば、安全保障例外も争点になったことが予想されたが、1997 年 4 月、パネルは EC の要請を受け、審理を停止し、翌年、同パネルは消滅

⁹⁸ DS512 EU 提出のオーラルステートメント (<http://trade.ec.europa.eu/wtodispute/show.cfm?id=663&code=3>)、パラ 6 など参照

⁹⁹ 2018 年 11 月の DSB 会合における米ステートメント (https://geneva.usmission.gov/wp-content/uploads/sites/290/Nov21.DSB_Stmt_as-deliv_fin_public.pdf)、15 頁以下参照

¹⁰⁰ GATT21 条に関する概要については、[192]頁以下参照

¹⁰¹ GATT20 条に基づく措置の必要性に関する解釈については、[174]頁以下参照。

したため、安全保障例外についてパネル審理はなされなかった。その後、安全保障例外についてパネル審理で争われることはなかったが、近年、相次いで安全保障例外も争点となっている事案がパネル審理に服している。

特に、2016年9月、ウクライナが、ロシア国内の通過運送に関する措置（DS512）について、GATT等の整合性につき協議要請を行った事案では、ロシアがGATT21条(b)(iii)を援用している点で注目を集めている。¹⁰² 同事案は、2017年3月にパネルが設置された。いくつかの第三国参加国が同事案で提出した意見書等を公表しているところ、上述したGATT21条にパネル審査権限が及ぶかという論点や、同21条(b)(iii)の条文解釈が争点となっていることがわかる。WTOのウェブサイトで、パネルは、2019年第一四半期に本件の最終報告を送付見込みである旨記載している。パネル報告書は、その後公用語（英・仏・西）の翻訳が整い次第、加盟国に送付され、公表される。安全保障例外について、初めての判断が示される可能性があり、その判断が注目される。

さらに、2017年7月、カタールが、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン及びサウジアラビアによる対カタール制裁措置について、GATT、GATS、TRIPS等の整合性につき協議要請を行っている事案（DS526、527、528）でも、安全保障例外が争点となることが

予想されている。カタールはUAEに対する事案についてのみ、パネル設置要請を行い、2017年11月パネルが設置され、パネル審理が行われる。（なお、バーレーン、サウジアラビアに対しては、パネル設置段階に進んでいない。）

そして、2018年、米国の輸入鉄鋼・アルミに対する通商拡大法232条措置についても、中国、EU、ノルウェー、カナダ、メキシコ、トルコ、ロシア、インド、スイスが協議要請を行い、2018年10月（インド、スイスについては11月）にパネルが設置された。DSB会合において、米国は、従前の立場を繰り返し、「WTOは、主権国家による重要な安全保障上の利益に関する判断を審理する役割も権限も有しない」と述べている。

こうした現状を踏まえ、アゼベドWTO事務局長は、2018年12月、ウォールストリートジャーナルのイベントにおいて、何が加盟国にとっての安全保障上の利益かについての判断を貿易の専門家である3名のパネリストに委ねることへの懸念を示し、さらに、米国が安全保障例外に該当すると主張している鉄鋼・アルミに対する232条措置をWTOの紛争解決手続で争うことはリスクを伴う（risky）と述べた。

前述のとおり、ロシア・ウクライナ間の紛争解決手続事案において、安全保障例外についてのパネルの報告書が待たれる状況であり、232条措置に対する状況の動きも含め、注視していく必要がある。

¹⁰² USTRの意見書サマリー（<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/DS/US.3d.Pty.Exec.Summ.fin.%28public%29.pdf>）やEUの意見書（http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/february/tradoc_156603.pdf）、豪州の意見書（<https://dfat.gov.au/trade/organisations/wto/wto-disputes/Documents/ds512-australias-third-party-oral-statement-240118.pdf>）など参照